



令和 8 年度 はちのへホコテン
ストリート出店 募集要項

※令和 8 年 3 月 16 日 時点
※この要項は、予告なく変更・
追加する場合があります。

1. 出店募集日・申込締切・募集数 等

開催日時 (交通規制時間)	申込開始	申込締切	募集上限
5 月 31 日 (日) 11:30~15:30 (11:00~16:00)	3 月 16 日 (月)	4 月 17 日 (金)	70 コマ
6 月 28 日 (日) 11:30~15:30 (11:00~16:00)	3 月 16 日 (月)	4 月 30 日 (木)	60 コマ

※ 8 月 ~ 1 0 月の詳細 (開催日時など) については、5 月上旬に公開し募集する予定。

2. 出店スペース・出店場所

- (1) 1 コマの広さは、幅 6m (縁石 10 個分程度) × 奥行き 3 m (1 車線分) です。
- (2) 複数コマで申込可能ですが、奥行を変更することはできません。また、2 コマ以上申し込んだ場合でも、出店申込が多数の際は、出店できるコマ数を調整する場合があります。
- (3) 出店スペースの配置場所は、十三日町区間 (ドトール前~ヴィアノヴァ手前) 及び三日町区間 (モスバーガー前~さくら野手前) の交通規制路上。各区間北側・南側 20 コマ内です。
- (4) キッチンカーについては原則、南側とします。
- (5) 出店希望者による出店場所の指定はできません。

3. 募集する出店形態

- (1) 飲食販売 … 各回 40 コマ程度 (うちキッチンカー 20 コマ以内)
- (2) 物品販売 … 各回 15 コマ程度
- (3) 体験型サービス、自社・自団体・イベント PR 及びパフォーマンス … 各回 15 コマ程度

4. 出店申込条件

- (1) はちのへホコテンの目的に賛同し、中心市街地の賑わい創出に資するものであること。
- (2) 反社会的勢力やこれに準ずる者と関係がなく、また将来的にも関係を持たないこと。
※新規出店時に「反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」へ署名を必須とします。
- (3) 新規出店者にあつては、事前に出店者説明を受けること。
- (4) 出店スペースのコマ内での出店が可能なこと。
- (5) 出店に必要な備品・機材を各自で用意すること。

(6) 飲食販売については以下を満たすこと。

- ① 会場内で調理販売を行う場合は、有効期限内の臨時営業許可を受けていること。
- ② キッチンカーによる出店を行う場合は、自動車による移動営業の営業許可を受けた車両であること。
- ③ 購入者からの苦情や食中毒等の対応について、出店者の責任に帰すことを了承すること。

(7) 体験サービス・事業 PR・パフォーマンスについては以下を満たすこと。

- ① 公衆の面前での体験・披露するものとしてふさわしい内容であること。
- ② パフォーマンスを行う場合は、これまでの当イベントや他所での実績があること。

(8) 音響を使用する場合は、会場内の各ステージや他の出店者に影響を及ぼさない音量で実施できること。

5. 運営協力費

はちのへホコテンを継続的に実施していくため、運営経費の一部として、以下の運営協力費を原則全出店者から徴収します。

八戸市内で営業している方	八戸市外で営業している方
1コマ : 3,000 円 (税込) / 回	1コマ : 5,000 円 (税込) / 回

- (1) 支払は開催日の当日のイベント開催前に本部に持参してお支払いください。
- (2) 公共性のある団体かつ来場者から料金を徴収しないなどの理由がある場合、原則 1 コマについて運営協力費の減免を希望することができます。減免を希望する場合は、その理由は申込時に記入してください。減免可否は委員会で協議し、出店可否と併せてお知らせします。
- (3) 出店をキャンセルする場合は、開催日の 1 週間前までにご連絡ください。それ以降のキャンセル及び当日の無断キャンセルについては、運営協力費と同額分を請求いたします。

6. 申込方法

- (1) 本要項の内容を確認の上、下記の URL の入力又は二次元コードを読み取り、申込フォームに必要事項を入力しお申し込みください。

<https://forms.gle/XGkN75ztpit15s1KA>



- (2) 申込にあたっては、特に備品について以下の点に留意して入力してください。

- ① 当日は、事前申込のない備品や機材、車両の持ち込みは認めませんので、記入もれのないようにしてください。
- ② 車両の持込は、自動車による移動営業の営業許可を受けた調理車両（現地で調理する場

合に限る)、又は事業 PR として展示する車両 (特殊な車両や広告ラッピングを施している等) などに限ります。

- ③ 火気 (ガス・カセットコンロなど) 及び電気機器 (発電機・冷蔵庫など) を持ち込む場合は必ず記入してください。
- ④ 会場には、電気及び水道は備え付けておりません。
- ⑤ 音響設備は、各ステージとの兼ね合いや機器同士の干渉の恐れがあるため、使用する場合には必ず記入してください。なお、大規模な設備はお断りする場合があります。
- ⑥ テントを設置する場合、強風対策のため重りを必ず持参し設置してください。

(3) イベント来場者の安全のために、交通規制路上の進入口に車両バリケードを設置します。車両の配置にご協力いただける出店者は申込書にその旨ご記載ください。(毎回 4 台程度募集)

(4) 申込とは別に、飲食販売で現地調理をする方は営業許可証の写しを、車両を持ち込む方は車両写真のデータをまちづくり八戸へ提出 (原則メール送信) してください。

(5) 出店可否等のお知らせについては、原則すべてメールにて行いますので、連絡可能なメールアドレスにて申し込みください。

※やむを得ず別の方法での送付を希望する場合は事務局までお問合せください。

7. 選定方法

(1) 出店可否や出店コマ数、出店場所については、下記選考基準、申込者数、出店形態のバランス等を勘案し、委員会で選定します。先着順ではありません。

【選定基準】

- ・ 出店申込条件を満たしていること。
- ・ これまでの当イベントへの出店において、要項を遵守し、委員会の指示に従っていること (違反等の指導を複数回行っていないこと)。

【優先基準】

- ・ 八戸市中心街において店舗営業をしている (又は出店を予定している) こと。
- ・ 6 月開催においては、こども向けの出店であること。
- ・ 店舗営業をしている、又は他の公的イベントへの出店経験があること。

(2) これまでに、当イベントの出店において、別紙重要事項に違反した場合、申込の段階で出店をお断りする場合があります。

(3) 出店可否や出店場所等は開催日の約 1 カ月前にお知らせします。

8. 出店における責務

(1) 出店にあたっては本要項 (特に「9. 当日の流れ」及び別紙「重要事項」) を遵守するとともに、当日の運営に関する事項は、委員会の指示に従ってください。従わない場合は次回以降の出店をお断りします。

(2) 飲食販売は、関係法令の遵守、保健衛生、品質管理に最善を尽くしてください。

- (3) 会場にはゴミ箱を設置しません。飲食販売等を行う場合は、必ずゴミ箱を設置し、各自でお持ち帰りください。また、購入者からのゴミの受け入れにご協力ください。
- (4) いかなる場合でも、来場者の安全確保を考慮して行動してください。
- (5) 火気使用者に対しては毎回消防署の査察があります。消防署の査察における指摘事項があった場合は、次回までに必ず改善してください。改善が見られない場合、次回以降の出店をお断りする場合があります。
- (6) 非常時には消火活動や来場者の避難誘導にご協力ください。
- (7) 緊急車両が会場内に進入する場合があります。警備や委員会の指示に従って緊急車両の通行にご協力ください。なお、交通規制路上の中央の車線は緊急車両通行用の空間となりますので、委員会からの許可のない物品等は設置しないようにしてください。

9. 当日の流れ

(1) 交通規制時間の前

<出店場所の確認>

事前送付されたレイアウト図と、路上の縁石に貼ってある番号で、確認してください。

(出店場所の間違いが起きています。)

<荷下ろし>

①車両からの荷下ろしは、交通状況に注意の上、**交通規制時間の開始 10 分前**（11:00 開始の場合は 10:50）までに、**自分の出店場所の歩道に完了**してください。

※荷下ろし等の準備は、交通規制時間の開始 30 分前（11:00 開始の場合は 10:30）を目途に行ってください。早すぎる準備は歩行の妨げになりますので行わないでください。

②荷下ろしが完了次第、車両はすみやかに会場内から退場ください。

③備品等は歩行の妨げにならないよう、できるだけ小さくまとめて置いてください。また、沿道店舗の敷地内に置かないでください。

④テント等の設営は、交通規制開始後に車道で行ってください。(合図前に歩道や車道での事前準備は行わないでください。)

<許可車両の配置>

①**調理車両や展示車両（許可車両）を会場内に配置する場合は、交通規制時間の開始 10 分前（11:00 開始の場合は 10:50）までに完了**してください。**（交通規制開始の合図後の車両の進入は認めません。**また開始時間直前の進入も認めない場合があります。)

②交通規制開始までは「停車」となりますので、運転手はその場を離れないでください。

③緊急時を除き、交通規制時間中にエンジンをかけることはできません。

(2) 交通規制開始の合図（時間ではなく、**アナウンスで交通規制開始**となります。)

①交通規制開始は、路上に走行車両がないことなどの安全確認を行った上で事務局が判断し、場内アナウンスにて、合図を出します。

②出店者は合図が出てから、テントの設営などを自分の出店場所の車道で開始してください。
(合図前に歩道や車道での事前準備は行わないでください。)

(3) イベント終了時（はちのへホコテン 終了のアナウンス）

- ① その時点で販売を終了し、片付けを開始してください。
- ② 備品等の片付けは出店場所内で行い、交通規制終了 10 分前までに車道から完全に撤去してください。（車道に備品等が一切ない状態） また、備品等は歩行の妨げにならないようできるだけ小さくまとめてください。その際は、沿道店舗の敷地内に置かないでください。
- ③ 出店場所内に汚れ、ゴミがないようにしてください。

(4) 交通規制解除時（時間ではなく アナウンスで交通規制解除 となります。）

- ① 調理車両や展示車両は交通規制解除のアナウンス後、エンジンをかけ、発進してください。
- ② 交通規制解除時に、搬出のための車両が区域外に待機することは、交通渋滞の原因となりますので行わないでください。

10. 開催中止の場合（悪天候等の場合）

原則開催時間の 2 時間前までに判断（開催前日の 15 時時点に開催日当日の時間帯に概ね 1mm 以上の雨量の予報がある等悪天候であることが高確率で想定される場合は事前に中止の判断）し、(株)まちづくり八戸のホームページ及び SNS でお知らせします。

必要に応じて電子メールまたは電話でも連絡する場合がありますので、申込の際には当日連絡可能なメールアドレスと電話番号を必ず記入してください。

なお、中止により生じる損害について、主催者は一切その責任を負いません。

11. 高校生による出店について

高校生が主体となって出店するものについては、運営を支援する観点から、運営協力費の免除や運営費助成など、別に定めた募集要項にて取り扱います。

12. 事務局・問合せ先

はちのへホコテン事務局 (株)まちづくり八戸 〒031-0076 八戸市堀端町 2-3 八戸商工会館

TEL : 0178-43-5230 FAX : 0178-43-5240 MAIL : hokoten@8cci.or.jp

【重要事項】交通規制全体の流れ（11:00～16:00の場合）

交通規制開始時		
時間	出店者の動き	主催者の動き
10:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品や商品の荷下ろし開始 ※ 出店場所を間違えないようレイアウト図をよく確認 ※ 沿道店舗の敷地内に置かない 	
10:50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道上に備品等の準備を完了 ・ 許可車両の停車完了 ※ テント等は交通規制開始後に車道で準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制区域内にいる事前申込のない停車中車両の移動を促す ・ ハナミズキ通り等の付近の交通規制事前準備開始（車線規制等）
10:55～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制区域内に事前申込車両のみの状態にする（走行車両は通行可） 	
11:00		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制区域内が許可車両(停車中)のみになっていることを確認し、車両バリケードの配置や交通規制看板を設置 ・ 交通規制の準備ができ次第、安全を確認 ・ 合図により<u>交通規制開始をアナウンス</u>
アナウンス後～ 11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可車両のエンジン完全停止 ・ 出店準備開始 ※ 自分の出店場所の車道で行う 	
11:30～	はちのへほこテン開始（販売等開始）	

交通規制解除時		
時間	出店者の動き	主催者の動き
15:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売等終了&片付け開始 ※ 出店場所ゴミや汚れがないように 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>はちのへほこテン終了のアナウンス</u>
15:50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片付け完了(車道にものがない状態) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者が車道に出ないように呼び掛ける
16:00		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制区域内の車道に歩行者がいな いこと及び備品類が残っていないこ とを確認 ・ <u>交通規制解除をアナウンス</u> ・ 進入防止車両や交通規制看板を撤去
交通規制解除～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制区域内に停車中の車両は エンジンをかけ、走行可 	